

知的財産戦略本部
第4回 検証・評価・企画委員会

模倣品・海賊版対策

平成28年3月22日
内閣官房 知的財産戦略推進事務局

模倣品・海賊版対策(経済産業省)

○世界最大の模倣被害の発生国である中国に加え、中国で製造された模倣品の販売国・経由国、中国以外の製造国等において模倣品・海賊版対策を実施。

◆官民合同訪中団派遣

国際知的財産保護フォーラムと連携の下官民合同訪中代表団を派遣し、中国政府に対して、法整備や取締りなど知財保護の強化を要請。

→要請事項の一部が、中国知財法改正や特別摘発活動として具現化

2015年度実施:北京及び広東に実務レベルミッションを派遣
2016年度予定:ハイレベル及び実務レベルミッションの派遣

◆日中知的財産権ワーキング・グループ等の開催

中国商務部との覚書に基づく「日中知的財産権ワーキング・グループ」、中国国家工商行政管理総局との覚書に基づく「模倣品事務ワーキング・グループ」を開催し、知財分野にかかる意見交換を実施。

→日中間の知財分野における協力の更なる推進に寄与

2015年度実施:第4回日中知的財産権ワーキング・グループの開催
2016年度予定:第5回日中知的財産権ワーキング・グループの開催、第3回模倣品事務ワーキング・グループの開催

◆海外における知財保護セミナー(真贋判定セミナー等)の開催

税関・警察等執行関係機関等の職員を対象に模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供するセミナーを、毎年、10ヶ所程度開催。

→日本ブランド品の摘発強化に直結

2015年度実施:中国、タイ、ベトナム、ロシア、インド
2016年度予定:中国、ASEAN地域を中心に開催

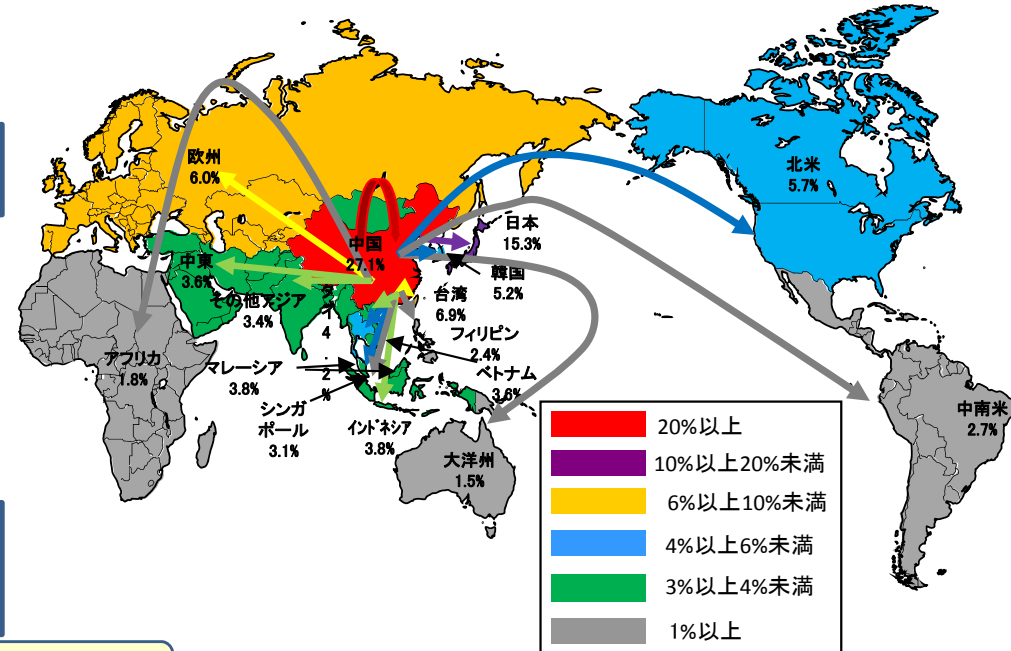
◆海外政府関係者の日本招聘

海外の政府機関職員を招聘し、政府や産業界との交流を実施。

→人的関係構築や産業界を含む意見交換等が実現

2015年度実施:マレーシア政府、サウジアラビア政府、ユーラシア経済委員会、中国海関総署、インドネシア政府、中国国家工商行政管理総局
2016年度予定:中国、ASEAN、中東地域を中心に招聘

中国で製造された模倣品・サービスの販売提供国・地域(流出先)の構成



(出典)特許庁「模倣被害調査報告書」(2015年度)

模倣品・海賊版対策(特許庁)

◆模倣品・海賊版撲滅キャンペーン

国内の模倣品流通防止のための普及啓発を実施。

→一般消費者に対して、模倣品を容認しないという意識を醸成

2015年度:
インターネットサイトを利用する消費者を重点ターゲットとしキャンペーンを展開。
模倣品の見分け方、怪しいサイトや安心なマーケットプレイスの見分け方等、実践的知識を消費者に提供。

2016年度:
引き続き模倣品の見分け方、違法業者の見分け方等、実践的知識を消費者が身につけるようキャンペーンを展開し「買わない環境」の構築に努める。更に、2016年度では業界団体や関係省庁と協力し、「売らせない環境」の構築にも努める。

キャンペーンイメージ



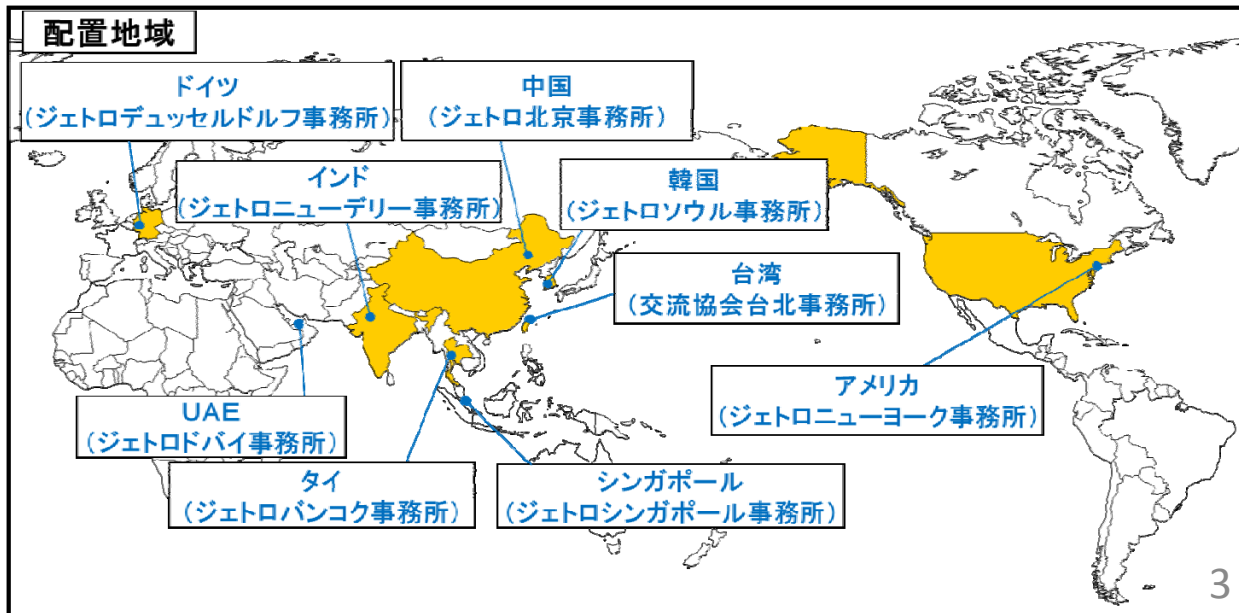
◆海外への知財専門家の派遣

知財専門家を海外事務所へ配置し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施。

2015年度:
各国の知的財産権関連機関と緊密な関係を構築し、知的財産権制度及び運用にかかる情報を収集するとともに、日本企業の要望を踏まえ、各国の知的財産権制度の改善や協力要請等を実施。また、現地法律事務所等を活用し、侵害相談、情報収集、模倣品対策マニュアル作成等を行った。

配置地域:
中国、韓国、台湾、アセアン(タイ、シンガポール)、南アジア(インド)、中東(UAE)、欧州(ドイツ)、米国

2016年度:
引き続き、配置地域を増やす等更なる強化・改善を図っていく。



模倣品・海賊版対策(文化庁)

平成28年度予定額: 148,049千円
(平成27年度予算額: 143,652千円)

日本再興戦略、知的財産政策ビジョン、知的財産推進計画2015



侵害発生国・地域
への取組の強化

二国間協議

定期協議等の実施

日中著作権協議、日韓著作権協議の場で
取締強化を要請
平成24年度よりインドネシア、マレーシア、
タイ、ベトナムに対象国を拡大

グローバルな 著作権侵害 への対応

侵害発生国・地域における著作権法制面での
権利執行の強化(集中管理団体制度の整備
を含む)を支援するための調査、フォーラム
及びセミナーの実施
インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム
の著作権法制担当政府職員及び集中管
理団体職員を対象としたセミナーを実施

我が国の企業等の
諸外国での権利
行使の支援

トレーニング セミナー

侵害発生国・地域の取締機関職員等を
対象とした真贋判定セミナーの実施

中国、韓国、インドネシア等において
現地取締機関職員を対象としたセミナーを実施

権利行使の 支援等 (新規)

インターネット上の著作権侵害に対応するた
めの著作権者向けのハンドブックの作成等
侵害の状況や対処方法事例等を調査しハンド
ブックを作成し、権利者向けセミナーを開催

普及啓発活動の
推進

官民一体と なった普及 啓発活動

侵害発生国・地域における著作権普及啓発

インドネシアにおいて日本の著作権関係団体
とインドネシア政府の協力のもと普及啓発
イベントを実施

官民の連携の
強化

官民協力体 制の構築

官民合同ミッションの派遣
コンテンツ海外流通促進機構の支援

国際知的財産保護フォーラムとの官民合同
訪中ミッション等に参加

WIPOとの
協力事業

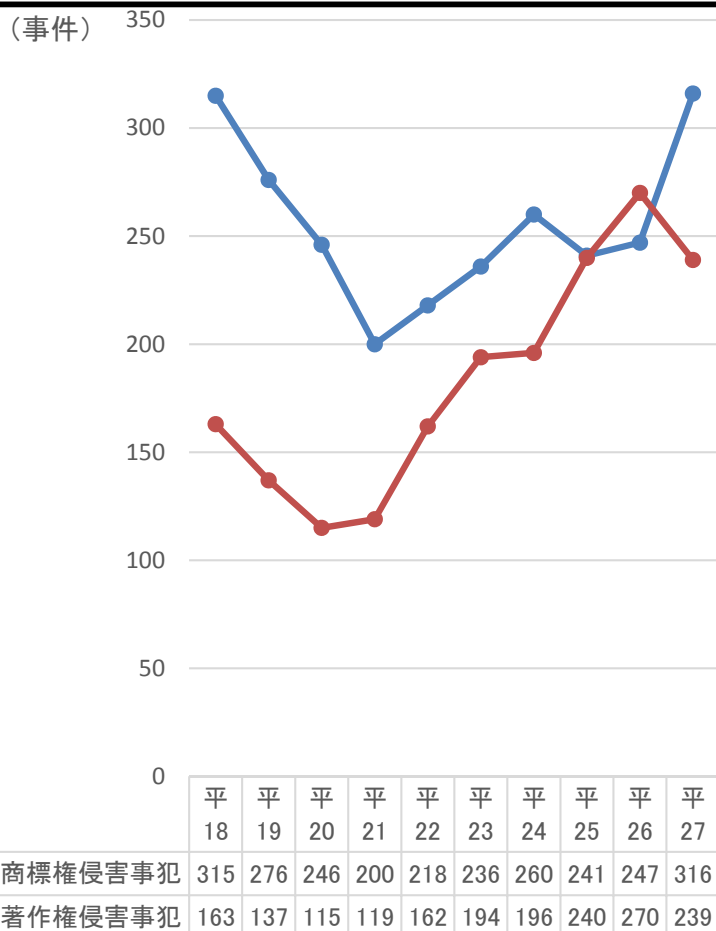
WIPOと協力した 途上国対象協力事業 (APACEプログラム)

各種セミナーの開催、研修の実施、
専門家派遣等

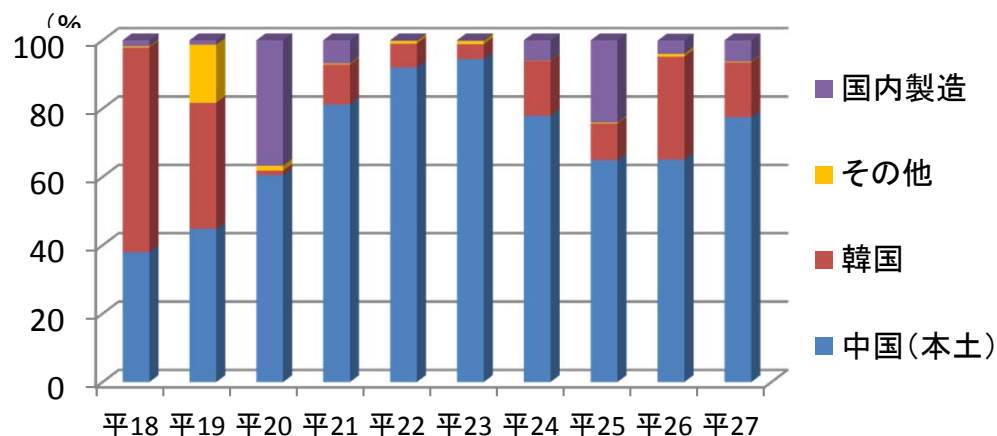
模倣品・海賊版対策(警察庁)

取締り状況

過去10年間における商標権侵害事犯
及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



偽ブランド品仕出地割合



偽ブランド品販売等サイトに係る被害拡大防止対策

海外のサーバを通じてインターネット上に掲載された、偽ブランド品販売を目的とするサイト等に係る被害の拡大を防止するため、都道府県警察が相談
を受理するなどしたこれらサイトに係るURL情報等を警察庁に集約し、ウイルス対策ソフト事業者等に提供している。

偽ブランド販売サイトに係る情報提供件数

平成26年中 195件
平成27年中 270件

(※平成25年12月24日から実施)

模倣品・海賊版対策(財務省)

➤ 営業秘密侵害品に係る水際措置導入

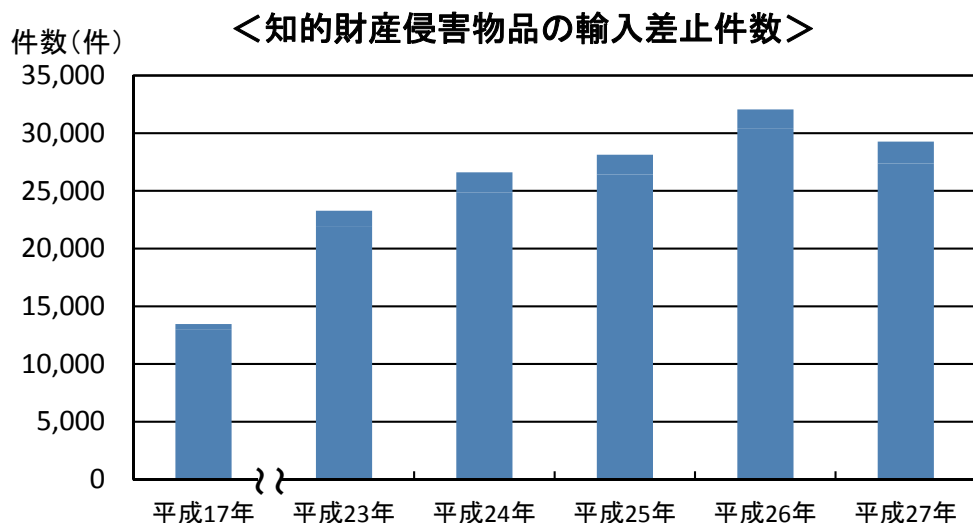
- ・ 輸出入をしなければならない貨物への営業秘密侵害品の追加等するための「関税定率法等の一部を改正する法律案」を、2月9日、今通常国会に提出。

➤ 国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施

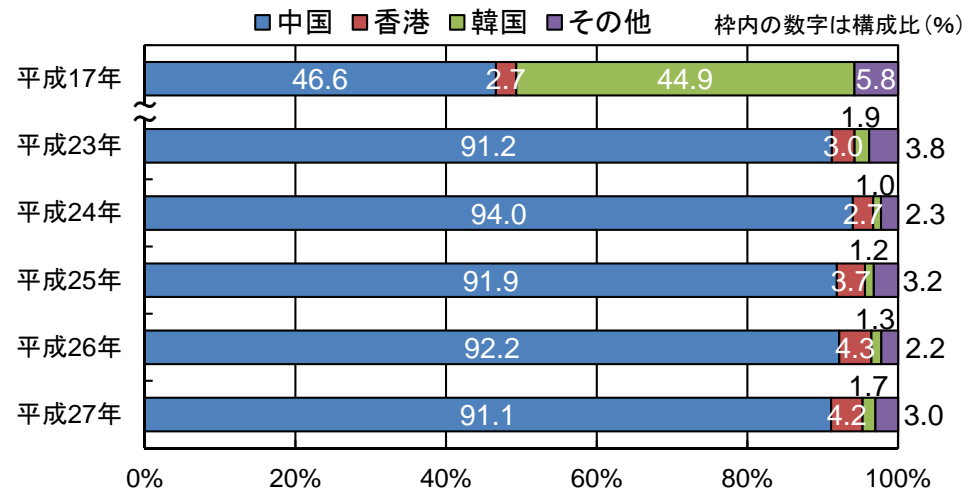
- ・ 知的財産侵害物品の輸入差止めに向け、権利者との連携を一層強化した取締りを実施。

➤ 平成27年の税関における知的財産侵害物品の差止状況(平成28年3月4日 財務省発表)

- ・ 知的財産侵害物品の輸入差止件数は29,274件で過去最多であった前年(平成26年)に次いで、引き続き高水準。
- ・ 中国からの知的財産侵害物品が引き続き9割超(6年連続)。



＜仕出国(地域)別の輸入差止件数構成比の推移＞



(参考) 関税法上の輸出入をしなければならない貨物(知的財産侵害物品)

特許権(発明)、実用新案権(考案)、意匠権(形状等のデザイン)、商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、育成者権(植物品種)、回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト)を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(形態模倣品等)

➤ 相手国政府・執行機関への働き掛けと日本企業等への支援

- ・ 平成27年10月に開催された、日中韓関税局長・長官会議等において、知的財産侵害物品の水際取締りの協力の強化を確認。
- ・ 途上国税関への知的財産侵害物品の水際取締りに係る技術支援を積極的に実施。